

淀川水系流域委員会 第8回琵琶湖部会

議事録(確定版)

日時 平成13年12月21日(金)9:50~12:55

場所 ピアザ淡海 3階 大会議室

庶務 (三菱総合研究所 柴崎)

それでは、定刻になりましたので、これより淀川水系流域委員会第 8 回琵琶湖部会を開催いたします。

司会進行は、庶務を担当する三菱総合研究所の方で務めさせていただきます。私は、関西研究センターの柴崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

では、審議に入る前にご報告と幾つか確認をさせていただきます。

まず、既にご案内を差し上げていますが、本部会終了後に 14 時から同じ会場で「意見聴取のための試行の会」を開催させていただきますので、今日来られている一般傍聴者の方も、よろしければご参加頂きますようお願い申し上げます。

それでは、次に配付資料を確認させていただきます。

今日お手元にありますのが、「議事次第」そして水色の紙で「発言にあたってのお願い」。前回委員会の審議内容を取りまとめたものとして資料 1「第 6 回委員会速報(暫定版)」が、現状説明資料として倉田委員、宗宮委員から提供いただいた、資料 2 - 1「琵琶湖漁業の存亡について」、2 - 2「琵琶湖の水質現況と課題」が、検討課題についての審議のための資料といたしまして、資料 3 - 1「琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ」、資料 3 - 2「検討課題についての意見整理資料(案)」、A3 縦の資料 3 - 3「委員および河川管理者から提出された検討項目、意見の取りまとめ表」、そして資料 3 - 4「各委員、河川管理者の提案内容」となっております。資料 4 は、「住民意見の聴取・反映方法の検討について」という資料を配っております。そして、これまでに琵琶湖部会で出された委員からの質問でありますとか、発言に対する資料といたしまして、国土交通省と水資源開発公団そして滋賀県、それぞれから提出頂いた資料があります。資料 5 - 1「琵琶湖環境の時系列資料」、資料 5 - 2「ダム放流水の濁りを予測するシミュレーションの現象再現精度および選択取水設備を設置したダムからの放流水の濁りの実績」、資料 5 - 3「1. アユの冷水病に関する資料、2. 琵琶湖適正利用について、3. 琵琶湖の環境保全の取り組みに関する資料」がそれぞれです。そして会議の運営に関するお知らせとして、資料 6「第 5 回運営会議の資料」があります。さらに参考資料 1「第 6 回琵琶湖部会速報(暫定版)」あと 1 の補足といたしまして、「第 7 回琵琶湖部会(現地視察)の概要」をつけております。そして参考資料 2 といたしまして、「委員及び一般からの意見」、参考資料 3 としまして委員会資料の 4 で出された「検討スケジュール(案)」をつけております。

なお、本日委員席には、中村委員から提供頂いた「琵琶湖研究シンポジウム」という一枚紙のものと、滋賀県から提供された「マザーレイク 21 計画」の本編とガイドブックの 2 冊お配りしております。一般の方にお配りしていませんが、受付の方に用意しておりますので、ご覧になって頂ければと思います。

なお、今回配付しています資料 5 - 1 から 5 - 3 までは、カラー印刷の資料になっておりますが、一般の方には白黒印刷でご提供させて頂いております。カラーの資料が見たい方は、受付に置いてありますのでご覧下さい。

また、本日は一般傍聴の方にもご発言の時間を設けさせて頂いておりますが、委員の方の審議中は一般傍聴の方々の発言はご遠慮頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

ご発言に当たっては、水色の紙の「発言にあたってのお願い」をご一読頂いて、委員の方、河川管理者の方々も含めて発言の際は、必ずマイクを通して下さいますようお願いいたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、審議の妨げとなりますので、電源をお切り頂くか、マナーモードに設定して頂きますようお願い申し上げます。

なお、本日は12時45分には必ず終了させて頂きたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどをお願いいたします。

それでは審議に移りたいと思っておりますので、川那部部会長よろしくをお願いいたします。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

個人的なことを申して恐縮ですが、実は、4年ぶりに風邪を引きまして、3週間くらい寝ていた状態で、今日は雲の上を歩いているような感じです。上手く司会できるかどうかわかりませんが、いざとなれば部会長代理の江頭委員にお願いするということにさせて頂きたいと思っております。

早速ですが、第5回委員会の報告について、庶務からお願いいたします。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、資料1「第6回委員会速報（暫定版）」についてご説明させて頂きます。なお、この速報については、只今関係者に確認中ですので、内容等につきましては、若干の修正が出る可能性があることをまずお断り申し上げます。

第6回委員会は、去る11月29日に開催されました。まず淀川水系の現状、課題、方向性検討についての情報提供として、4名の委員からご意見、情報を提供して頂きました。

まず、江頭委員の方から、「河相（川の姿）について」という題で説明が行われました。引き続き川那部部会長の方から「琵琶湖・淀川水系の自然・文化環境の捉えかた」ということをご説明を頂いております。

その後、宗宮委員の方から「琵琶湖・淀川の水質の現状と課題」というテーマで情報を提供されて、最後に水山委員の方から「森林と水災害、土砂災害の関係」についての情報提供を頂いております。その後、提供された情報についての意見交換を経て、資料1の6ページに「今後の検討課題について」ということで、皆さまのお手元におつけしております参考資料3「検討スケジュール（案）」に、この委員会の流れをフローで示していますが、これに基づき芦田委員長からご説明がございました。委員会の回数を増やして議論を中心にやっていきたいということと、4月を目途に河川整備計画の原案作成のための中間取りまとめをやっていくために部会の方でも精力的に議論を続けて頂きたいというご意見とご説明がございました。

その後、各部会から現状の検討課題についてご報告が行われ、意見交換がなされております。

最後に一般からの意見の聴取について議論がされまして、委員会全体として一般からの意見の聴取を行うということが決定されました。これは皆さまにご案内しておりますように12月の上旬から新聞広告、チラシ等で意見の募集をさせて頂いております。

以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。それでは、続きまして「2 琵琶湖を中心とする淀川水系の現状（環境、人と川との関わり等）について」という情報提供をまず委員の方からお願いしたいと思います。今日は倉田委員と宗宮委員からの予定ですが、15分ずつでお願いします。資料2-1と2-2がその内容です。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

- ・ (前置き)第6回委員会での川那部委員の発表内容について
- ・ 第6回委員会の川那部委員の説明の中に「自然をつくれるのは自然だけ」という部分があるが、私は、人間も自然形成を担う生物の一種として位置づけるべきだと考える。今我々に求められているのは「自然の摂理を乱さぬ人為のあり方」であり、これまで人為的にやってきたことが不条理となるなら、それを除去、抑制する努力が今後必要であると考えます。

- ・ 琵琶湖漁業の存亡について
- ・ 1900年以前を0期として20世紀の琵琶湖の漁業を 期から 期の段階に分けて見ると、そこに琵琶湖漁業の繁栄から衰退までの様々な歴史的变化を読み取ることができる。
- ・ 琵琶湖の漁業の歴史は、日本全体の漁業の数十年前を表しており、日本の漁業の問題を予測するための好材料となる。
- ・ 1870年代から開花した琵琶湖の漁業は、わずか10年で乱獲が進み資源が枯渇した。その後1900年頃から漁業に規制が設けられたり、放流、繁殖の試みが始められている。2000年の漁獲量、漁業経営体の数などのデータを見ると、その当時と状況がよく似ている。その時代に立ち返り、ここでもう一度、資源管理や種苗育成等を検討し直すべきである。
- ・ これからは、魚を獲るだけでなく、水辺や水域で生物を育てることをベースとした水域生態効用型の産業を育成する必要がある。さらにそれらを支える人の育成、湖のあり方についても考え直すべきである。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それでは委員の方、ご質問、ご意見を倉田委員にお願いいたします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

100年前が大変な資源枯渇で、その時と今を比較なさるといえるのは、倉田委員でないとできない研究だと思います。現在と根本的に異なる状況は、外来魚等の生態系の問題、或

いは人の暮らしの問題です。今、大変大きな圧力が湖にかかっています。明治初期に、水を直接利用する人は、本当に湖岸に住む人の一部で、今と比べるといわば利水の構造は全く違うわけです。難しいことですが、100年の計を考えられて、今後どうしたらよいかというようなヒントがありますでしょうか。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

難しいというよりも、私が答えてよいのかどうか、心配ですが、非常に多面的に考えないといけないと思います。つまり、漁業者が減少していったこと自体も、琵琶湖面で魚が獲れないということが条件ですが、背後には他の産業に就業機会が幾らでもあるようになったことや、運輸機関がどんどん改善され、簡単に日帰りで琵琶湖から遠いところまで働きに行くことができるようになった等があります。

以前は、殆どの人が米を作っていました。米はお金をかけずに採れます。水もタダ、野菜も近くで採れます。そして、お総菜として魚を獲っていたということです。基盤にしていた生活スタイルそのものが変わってしまい、魚は安くて食べやすい海産魚が獲れるようになったこともあります。つまり、滋賀県全体の都市化が進んでいくと、電化器具等の、いろいろな必需品が出てくるので必要所得が高くなります。いろいろな面が出てきて、琵琶湖の漁業は駄目になっていきます。

琵琶湖の漁業が駄目になるという過程の中には、多面的な捉え方が必要なのです。水質の問題もあって、実はブラックバスも増えたのだと言えます。

漁業者が多かった頃は、外から遊漁者が入り込む余地はなかったわけです。ところが、漁業者が脱落していった、湖岸の漁場にあまり接近しなくなった頃から、遊漁者が入ってくるようになりました。しかも、全国的にレジャーブームが起こり、その効果もあると言えます。様々な要因が全部効いてきていますので、単純には答えは出せません。一概に琵琶湖の漁業の消滅に外来魚が影響を与えているとは言い切れないのです。確かに1つの要因ではあるが、言い切れないと思います。

答えになったかどうかわかりませんが、難しい質問なので、このくらいでご勘弁下さい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお話で、例えば今後、漁業を通して、琵琶湖の生態系も含めた環境全般を見直していくことができるかどうかということについての質問です。総論としては、漁業や栽培漁業を含めた魚を通しての河川管理のあり方も含めた仕組みをつくっていくとしたら、どうしたらよいのかということがあります。各論としては、例えば直轄事業で、漁業権を放棄することによって事業が行われ、それがあつた時点で漁業権を付加するという場合に、法的には漁業権の問題はどうなるのかということ、2点についてお教えてください。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

非常に難しいテーマを課されましたが、漁業権の問題は、水産庁が、海面漁業も含めて考え直す必要があるということをお認めしておりますし、滋賀県の場合も、20数年前くらいか

ら、完全に名目だけの漁業権所有者で、漁業をやっていない人が結構います。中には、組合員140数人全員が漁業を行わないという組合もあります。1人、2人漁に出ていた人達が出て、漁獲日誌をつけていましたが、その人が漁を辞めたので昨年なくなりました。ところが、組合台帳を見ますと漁業権所有者数がさらに増えているのです。そしてこの名目上の漁業権所有者の人たちは、琵琶湖総合開発での漁業補償の対象にちゃんとなっているのです。

ですから、脱落していく漁業者を抱えながら、名目上は漁業権はちゃんと交付されるような仕組みがあるのも変で、補償を目当てにした漁業権の維持が行われているという問題があります。

それからもう1つは、漁業法の中で、労働日数の規定がありますが、何も抑えがないのです。つまり、漁業者はただ組合に届け出をすればよいだけで、それをもとに組合が何日漁に出ていると言えばそのまま通ってしまうというのもおかしいです。

それからもう1点、資料2-1の3-3ページに漁場図をつけておりましたけれども、どこで獲っているかという統計が全くなかったのです。ですから困りまして、毎日75軒の漁業者の方たちに日誌をつけてもらったのですが、どこで漁をやっているかもわかってないような状態でした。そういう面が海面でもあります。漁業の管理、或いは法的な面では抜け穴が多いと私は思っています。

そういう点を考えると、先ほど説明したような、どれだけの魚を放流するかということを中心に科学的に助成していけるようなことを条件づけしなければなりません。現在、河川漁業に関しては、放流を義務づけた上で、漁業権免許を与えるということをやられていますし、漁場の管理も川ではちゃんとやっているのです。しかし海や湖ではやっていません。そこにも漁業法の矛盾がありますし、今後、改めていくべき方向だと思っています。

最初にお出しになった河川管理の仕組みづくりの問題は、今後のシステムということですからちょっと私には手に負える問題ではありませんので、どうしたらよいかというのは、恐らくこの流域委員会の討議の場でいろいろ提案されると思います。私も若干考えは持っていますけれども、個人の見解を言うのはちょっと差し控えさせていただきます。

村上委員（琵琶湖部会）

かなり以前から、漁業資源が減ったことに対して危惧を持ち、いろいろ対策を講じてこられたことがわかったのですが、そのような動きをされてきたにもかかわらず、歯止めがかからなかった部分があるわけですね。要は、湖全体の湖面利用を考える上でも、漁業以外のことで考えても、どうやってルールづくりをするかという問題だと思のですが、今までいろいろやられてきたにも関わらず、上手くいかなかった原因というのは、どこにあると思われるか教えて下さい。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

その辺は、配布した資料2-1の後半部分で整理しているのですが、単純には申し上げられないです。非常に複雑な要因があります。一言で言えば、決定的にどこも抜け穴だと

えますね。特に水面の上というものは、法的な整備対象になってないので野放しです。ですから、丘の上の行政が及ぶ範囲ではいろいろな手段は講じられるようになっていますが、漁業者に、「あなたはどこに行っているのですか」と聞いても、それも全くわからない状態です。漁獲量も組合の集計で、一応の概数を抑えることはできるが、実際のところ正確な数字はわかりません。根本的にやり直さなければいけないと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。本日の議論ではないと思いますが、倉田委員から、少なくとも漁業から見た場合にどうあるべきか、今後の議論の際にあらためて出して頂きたいと思います。

それでは、宗宮委員、よろしく願いいたします。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

- ・水質の問題には、統一された評価基準が存在しない。さまざまな立場の水利用者がそれぞれの基準で良い・悪いの判断を行っている。測定基準が異なるデータをいくら集めても、琵琶湖全体の姿を描くことはできない。社会が成熟し、人々が環境に対して豊かさや癒しの効果を求める時代が来た時、そのための評価基準をどこに置くのかがポイントである。
- ・技術でもっていくら水を浄化しても追いつかない。水量と汚濁の関係を考えると、水の利用量を減らさねば琵琶湖の水質改善はありえない。利用者自身が創造する側に立ち、責任を明確化し、リサイクルに向けてどれほどの努力ができるかが問題である。そのためには、環境教育の推進をはじめ、場合によっては人の行動規範そのものの抑制をも検討すべきである。
- ・有機性汚濁物や富栄養化現象ならまだ打つ手はあるが、もっと小さな単位でも問題となる難分解性有機物、病原性微生物への対策となるとさらに問題が大きくなる。
- ・公的機関で測定されている情報は一般に人も分かる形で提供することが必要である。
- ・低下した琵琶湖の自浄機能を回復するためには、まず、本当にどこまでするのかをよく議論し、するとしたら誰が責任を持つのか、費用はどうするのか、生態変化事象に対して誰が正確に監視し、それをどう評価するのか。さまざまな尺度、判断、考え方を取り入れて検討する必要がある。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。ご質問、ご意見があれば、お願いします。

川端委員（琵琶湖部会）

おもしろいデータを紹介いただき、ありがとうございました。水深 0.5mの水質では変化が把握できないというお話がありましたが、把握できなくても、現実には何か変化が起

きているわけですね。多分、水深の深いところで何か起きていると思うのですが、その典型的な例をご紹介お願いできませんでしょうか。どこで何を測ったら、その経時的な変化がわかるのか、或いは、そういう具体的な例があるかどうかです、お教え頂けませんでしょうか。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

もちろん、琵琶湖そのものが成層したり、循環したりいたしますので、それも含めて水深 0.5mのデータが出ていることは事実です。しかし、実際には、上層にあったものが、ある種の藻類化という形で固形物になって、下の方において、冬の間下にたまって、また夏になりましたら上に返ってくるという循環ができ上がるというようなことがあります。

どこかで一遍溜め込むという機能があるものですから、その機能を十分知ってないと、上層だけの話では把握できないということですね。ですから、その機能がある場合には、底を非常に汚していつてしまっていて、底に溜まり込んでいる可能性があります。もっと底が汚れてくると、底からどんどん汚れが出だして、琵琶湖の周りから入る水量をかなり少なくしても、元へ戻らない状況になる可能性があります。それが表層の水質をつくり出すこととなります。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

西野委員から、ちょっとつけ加えて頂く方がよいのではないですか。

西野委員（琵琶湖部会）

ついでなので、湖底の変化については、「琵琶湖研究シンポジウム」の案内もさせて頂きたいと思います。先ほどお配りした1枚ものの資料ですが、来年2月に湖底の問題についてシンポジウムをする予定です。現時点でわかっていることは、湖底の問題というのは、基本的に生産が増えて、沈降するものが増えて、たくさんの有機物が湖底に溜まっているという問題です。まず底の溶存酸素が減ってきているという問題があります。それに伴って生物も変わってきております。

基本的なスタンスとして、一番大きな問題は富栄養化です。先ほど宗宮委員から水深 0.5 mのところでは水質ではあまり変化が出てこないというお話がありましたが、プランクトンでは変化が出ております。結果として、底にいろいろな有機物が溜まります。もちろん、流域から入ってきたものもありますが、このために湖底の低酸素化が起こって生物が変わってきています。さらに地球温暖化が低酸素状態を促進しているということが最近の研究でわかってきたということです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

藤井委員（琵琶湖部会）

今回の湖沼会議の後、地域住民の会合に行くと、琵琶湖はどうなっていますかと言う質問が住民から出のですが、住民たちは琵琶湖がどうなっているのかということをもっと実感として持っていません。

今、宗宮委員のお話を伺いながら、研究者を含めて、地域の方たちに、今琵琶湖がこういう事態だということ翻訳する人が必要かと考えていました。地域住民と連携するコーディネーターは誰なのかという、そこが非常に問題だと思います。

私は琵琶湖に来て30年になりますが、琵琶湖の現状が伝えられていません。常に、地域住民の努力がないと琵琶湖はよくなりと言われています。是非、今琵琶湖で何が起きているかということ専門家はもっと地域住民にわかる言葉で語って頂きたいということが1つです。

それからもう1つ、情報の開示ということ言えば、今、守山市で四塩化炭素の問題が起きていますが、そこに住んでいる住民は、周辺でも、地下水で何が起きているか全く情報を持ってないのです。しかも、今回の守山市の問題で言えば、情報公開条例が今年の4月1日にスタートしていて、国でも決めていない、知る権利までその条例に書いてあるのです。知る権利と情報公開の前文があって、共に地域をつくっていきこうと書いてありながら、そのような問題が残っています。

今回の湖沼会議でも、底質は非常に問題だということ伺っていて、1984年の富栄養化問題と同時に、今回の琵琶湖の底泥の問題に目を向けたとき、人々の暮らしに影響する部分については、農業や産業を含め、現状が殆どわかっていません。それを、誰がどう住民に伝えるかということがないと、流域委員会でどれほど情報が出されようと、地域の住民は立ち上がらないと思います。意見です。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所事務所長 児玉）

次の河川管理者の報告「2）琵琶湖環境の時系列資料」で情報提供する予定でしたが、少し関係するので述べさせてもらいます。先ほど水深0.5mのところでは、変化が起きているもなかなかわからないのではというご指摘がありましたが、資料5-1の11ページ、12ページのところに、今津沖中央の1地点ですけれども、水深方向にも計測したものの経年的な変化を示しております。11ページ、12ページに、ごくごく表層の部分を測っているデータが通常経年的なグラフとして掲載しております。水深方向に見てみますと、かなり変化しているということもこのグラフを見ればわかると思います。

松岡委員（琵琶湖部会）

琵琶湖の中で、今おっしゃられたことが、目に見える形で頻繁に起こっています。

例えば、調査の段階で、漁具を各水層に吊ってみれば、一目瞭然と目に見えると思います。ですから、そういうデータも加えてもらったらよいと思います。浅いところも深いところも、全て、極端に変化が出ることを漁師は体験しています。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の松岡委員のおっしゃったことを補足します。

私が前から痛感していることがあります。例えば、野洲川改修で、河口を一本化しました。あの工事に私は関わっていました。野洲川周辺だけを調査するように言われたのですが、実は、とんでもない北の方まで、漁業者たちが漁場を変えるのですね。それで、変だなあと思いました。それから、長浜港で、突堤が10mくらい出たときでも、周辺だけではなくて向かい側まで、漁場側は全部移動しました。さらに、潮目も変わってしまいます。

琵琶湖は非常にデリカシーに富んだ湖だと思います。大きいように見えるけど、実際はものすごく微妙に変化して、しかも、行政が考えてない、とんでもないところまで影響が及ぶのです。

琵琶湖はそれほど変化が大きいところなのですから、その辺のことも、調べ方の上で、今後、配慮をしていかないといけないのではないかと痛切に考えております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

他にもご意見があるかも知れませんが、後の討論の際にご発言頂きたいと思います。それでは、いわゆる「河川管理者」からの報告をお願いします。まずは、琵琶湖工事事務所の児玉所長から、資料5-1に沿って説明をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

近畿地方整備局の方から、河川管理者として2点、ご報告させていただきます。

1点は、昨日の話ですが、瀬田川の洗堰での誤作動が生じたことについてのご報告です。今朝の新聞、或いは昨日のテレビのニュースでも報道されておりますが、その資料を今、配布させて頂いております。

昨日のお昼頃に、全部で10門あるゲートのうち、2門が突然開くということが生じました。これは、堰のコントロール装置を現在更新していますが、その作業の途中で起こっています。開放していた時間が約15分ございましたが、結果として、堰の直下流で約30cm、約1km下流では15-6cmほど水位が上昇しております。原因を現時点まででほぼ特定しております。処理装置の更新工事を行っていましたが、その時の作業ミスによって、制御回線の一部がショートして、堰を開放するような信号が発せられたということが大きな原因です。

通常、こういった工事を行うとき、回線が閉じられるというようなことがあった場合に、誤信号が到達しないような措置も講じることにしているわけですが、本来やられているべきことがやられておらず、2重のミスでございました。現在のところ、この誤信号が到達するということがないように、堰の操作は、ゲートのすぐ横で行うようにしております。

これは原因がかなりわかってきておりますが、きちっと原因を究明した上で、防止対策も検討していきたいと思っております。それまでの間、現在行っています更新工事の方は止めて、その後、対策をきちっと行った上で再開することとしております。特にこの件において、下流の方で何か問題が起こったということはありません。これは1点目のお話です。

それから、2点目ですが、これは資料5-1を用いて説明させていただきます。

以前、8月22日の第4回琵琶湖部会のときに、環境の様々なデータ、下水道の整備或いは水質等々の項目について、同じ時系列で並べてみることによって、いろいろな見方ができるのではないかとということで、取りまとめたものが資料5-1です。

個々にはご説明いたしません、昭和20年くらいからのなるべく過去から長いデータをとれるものを選んでおります。

2ページ目に、これは基本的な気温、水温を載せております。

3ページ目は、4ページ目以降のデータの一部を、大きく、「流域開発」、「水質変化」、「生物の変化」、「生活洋式の変化」の4つのカテゴリーに分け、代表的なもののみを取り出して、同じグラフに並べております。

4ページ目以降に個々のデータが載っております。これはいろいろなものを並べているので見て頂くときには、例えばホッチキスを外して頂いて図表を並べて頂ければ、横軸は全く同じスケールにしておりますので分かりやすいと思います。

11ページ目以降は、先ほどご説明した水深の調査結果ですので、説明の方は割愛させていただきます。

以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

続いて、水資源開発公団 関西支社の福田副支社長、説明よろしく申し上げます。

河川管理者（水資源開発公団 関西支社副支社長 福田）

10月12日の第5回琵琶湖部会のときに、川那部部会長より、ダム濁りに関するお話がありました。選択取水設備をつくった場合に、そのシミュレーションの現象の再現精度はどのくらいかという、シミュレーションの精度の話と、それともう一つ、ダムがない場合とある場合に、どれだけ濁りが違うのかというご質問がございました。それで、できるだけ新しい、精度の高いシミュレーションの結果ということで、日吉ダムの例がありましたので整理してみました。

1998年、99年、2000年のデータを2ページから4ページに示しております。日吉ダムは98年4月に完成しておりますので、それからのものです。各ページの真ん中のグラフですが、赤の線がシミュレーション結果、この下の青線が実際の放流の濁度です。傾向的には、シミュレーションと実際の結果は大体同じですが、シミュレーションの方が少し長くて、実際の方が早くきれいな水になったという状況です。

次に、実際、ダムに流入する水とダム選択取水設備を使った後の放流水の濁度がどれだけ違うかということが一番下のグラフに示しています。赤が流入水で青が放流水ですが、放流水の濁度が流入水の濁度より小さいところは、流入した濁質をダムがためているような格好になっています。小さな洪水が起こると、少し青の放流水が濁りますが、5日から8

日程度で濁りがおさまるということです。ただ、秋以降のあまり大きな洪水は来ないシーズンに大きな洪水が来ると、流入に対して放流水が濁っている期間が長引きます。これは、秋が深まってくると、冷たい水が下に行き、ダム自体が循環を起こしている結果です。簡単ですが、以上を説明とさせていただきます。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

それでは、資料5-3について、滋賀県の山田参事よりご説明をお願いします。

河川管理者（滋賀県 土木交通部河港課課長補佐 中谷）

まず、「1. アユの冷水病に関する資料」につきましては私の方から、「2. 琵琶湖適正利用について」、「3. 琵琶湖の環境保全の取り組みに関する資料」につきましては琵琶湖環境部の方から説明をさせていただきます。

まず、1についてですが、アユの冷水病についてです。

これは、本県水産試験場の事業報告書の中から抜粋したものです。冊子自体は、本日お配りしておりませんが、会場受付のところに、平成10年度、11年度、12年度、3カ年分を持ってきておりますので、ご覧頂ければと思います。

これとは別に、全国レベルの話といたしまして、アユ冷水病対策研究会及び水産庁の方から、「アユ冷水病対策研究会とりまとめ」というのがインターネットの方で公開されております。これも20ページ余りありますが、アクセス先は、1ページの下の方にアドレスを記載させて頂きましたので、そちらの方で見て頂ければと思います。

なお、本県の現状で、例えば、内水面の漁業をやっているどの河川で、具体的にどういふ件数の冷水病が発生したとか、そういう方面のデータにつきましては、現在のところとりまとめてないということ、水産課の方で確認いたしました。以上です。

河川管理者（滋賀県 琵琶湖環境部水政課参事 山田）

続いて、琵琶湖環境部から、「琵琶湖適正利用について」と、「琵琶湖の環境保全の取り組みに関する資料」についてご説明させていただきます。

まず、資料5-3の30ページをご覧下さい。以前、琵琶湖利用の適正化についての取り組みを報告させて頂きましたが、その続きということでこれから報告いたします。現在、「琵琶湖適正利用懇話会」というのを県の方で設置いたしまして、24名の委員の方に審議を頂いております。第2回の懇話会で、問題が非常に多岐にわたっているため、若干分けて、部会をつくって議論をしようということで、4つの部会、小委員会をつくらせて頂いて、議論を進めております。

経過としては、10月、11月、12月にかけて、幾つも部会を行っておりまして、26日に、第3回目の全体懇話会をやる予定になっております。そこでは、県、事務局の方から、今後の「琵琶湖におけるレジャー利用のあり方を考えるにあたって(素案)」という、36ペー

ジからの資料、それから、「レジャー利用を楽しむためのルール設定」という44ページからの資料を提案させて頂いて、今、議論をして頂いています。これについては、来年の夏のシーズン前までには、何らかの方向性を県として取りまとめる予定です。

続きましては、「琵琶湖の環境保全の取り組みに関する資料」についてということですが、これは最後の方、159ページからです。委員の方と河川管理者の方の席には、青い色のパンフレットを、薄いもの「マザーレイク21計画ガイドブック」と厚い資料「マザーレイク21計画」2冊を出させて頂いております。このペーパー159ページ以降は、それをキーワードだけ、ごく簡単に抜き出した形になっております。

滋賀県といたしましては、琵琶湖の価値を、単に近畿の水がめということではなくて、生態系、固有種、それから文化までも含めて保全をしていきたいという姿勢を出しております。

施策の特徴としては、162ページに対比の表が書いてありますが、水質だけではなくて、生態系も保全をしていきたいということ、或いは、水質以外に水循環のシステムも重視をしていきたい。或いは、行政と県民、事業者の方々と協同ということで「(Collaboration)」を図りながらやっていきたいということの特徴をしております。

163ページにあります、長いスパンとして10年後、20年後、50年後の琵琶湖のあるべき姿というものを目標として立てております。

水質につきましては、昭和40年代の前半、カビ臭とかアオコとかが発生する以前の状態、理想的にはその前のさらに昭和30年代を目標にしたいと考えております。現在は、下水道を初めとする水質浄化の取り組みや、それ以外には、水辺のエコトーン地域の、自然を回復するようなビオトープネットワークを整備するための計画、マスタープランの作成、それから、その県内の流域ごとに、行政と住民の方々、事業者の方々が協力した地元の大きな組織の形成、これは165ページに「湖東地域エコトピア計画」というのが例で載っておりますが、そういったものを行政も支援してつくっていくように誘導させて頂きたいと、そのような取り組みをさせて頂いております。

詳しくはパンフレットに書いてあります。一般傍聴の方でも必要とおっしゃる方は、その旨を言っただけならば、今、手元にはちょっと数がございませんが、後ほどお渡しいたします。以上です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ありがとうございました。

今の資料5-1、資料5-2、資料5-3に関して、ご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

三田村委員(委員会・琵琶湖部会)

2つ質問があります。

まず1つは、1つ目の資料5-1でもそうなのですが、こういう資料はどこに行けば公開されているのか、或いは、その公開のアナウンスメントの方法等について改善して

頂ければと思います。先ほど、藤井委員がおっしゃったように、情報を収集する方法すらわからないのが、現状だろうと思いますから、それを是非お願いしたいということです。

それから、27日ですが資料を頂いた場合に、例えば、資料5-1の2ページ目から具体的なデータが始まるのですが、このデータが何を意味しているのか、私たちは読み取れないのです。また、「彦根気温の年最低値」というのは、年間の毎日のデータの最低値なのか、それとも、時間提示の最低値なのか、分単位の値なのか、全然わかりません。読みとり方によっては意味が全然違うと思います。

さらに、その真ん中の図「最深部水温(3月)」でも、どの場所のデータで、水深は何メートルで、或いは何故3月のデータを取られたのかがわかりません。3月でしたら、表面水でも殆ど変わらないかも知れません。そういう意味で、ちょっとコメントをして頂ければと思います。また、その一番下「琵琶湖流域平均雨量」で平均値というのは何の、どういう平均値なのか。面積割りをされたのか、或いは、ただ単にその数値を足し算して平均されたのかとか、そういうことがわかれば後で利用する場合に非常に便利だと思いますので、コメントをできればお願いしたいと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

まず、これらの情報ですが、資料5-1の10ページのところに、出典をお示ししております。

これは、殆どいいですか、全て公開されているデータです。ただ、これにアクセスする方法については、確かに十分とは言えないかと思いますが、どういうアクセスを確保するかということについては、課題として受け止めさせて頂きたいと思います。

それから、個々のデータが何を示しているのかということについては、今、答えられる範囲のものは答えませけれども、今後は図の示し方としてきちっとさせて頂きたい、資料としてもなるべく書き込みさせて頂きたいと思います。

今回の資料については、次回の部会で追加させて頂きたいと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

国や県等のデータは、全部一括して出すというお約束だったと理解していますので、今回提出された資料を見る限りはそうなっていないようで、遺憾に思います。できるだけ早くやってもらうよう強くお願いしておきます。

他に、資料5-2、資料5-3についてもございませんでしょうか。水資源開発公団及び滋賀県の説明についてご質問はありませんか。

それでは、これまでの現状説明に関する全体的な議論に回させて頂いてよろしいですか。

それでは、今日の委員2人からのお話、「河川管理者」からの3つ報告をあわせて、少し意見交換を委員の中でさせて頂きたいと思います。

前から申しましたように、今日のお話にできるだけ関連することを言って頂く方がよいのですが、それ以外のことでもちろん構いませんので、どうぞご自由をお願いします。

村上委員（琵琶湖部会）

先ほどから議論されていることの関連です。

研究者の立場であっても住民の立場であっても、今のような情報にアクセスしやすいようにどうやって整備するのかということは、非常に大事な課題だと思います。行政の方で一元化することが本当に可能なのか疑問に思います。あと、もう一つ、こういう数値的な情報もそうなのですが、例えば、どこにどういう人材の方がいらっしゃるとか、人の情報というものも必要だと思います。その情報というのは、どのように整理をすればよいのか、それも、誰が集めて出すことができるのかということ、行政任せにするのではよくないと私は思います。

例えば、「淀川水域情報センター」のようなものを官と民でつくる等の方法があるのかも知りません。あとは、今、滋賀県でも協議会をつくってらっしゃいますけれども、河川ごとにそういう情報センターのようなところとリンクするという方法もあるかも知れません。私としてはそういったセンターに行政出身の方とか、要は住民の方とか人材が集まっていれば、お互いの情報も、その情報はあちらにあるよとか、連携できるのではないかと思うので、まず、1つ提案しておきたいということだけ先に述べます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の村上委員のお話の続きと、それから、今日の倉田委員と藤井委員の質問と関わることで意見を述べます。

考えてみましたら、情報センターが必要だということで、滋賀県はまず琵琶湖研究所をつくりました。それから、びわ湖フローティングスクールをつくり、琵琶湖博物館をつくりました。滋賀県ではいろいろやってきました

それでも、まだ十分でないという話が出てくるのは何なのかということ、少し、自分たちの問題として考えた方がよいと思います。つまり、情報の公開はかなり進んでいる。いろいろ努力してきた。多分、今日ここにお越しの皆さまも、ああ自分はここで関わっているなあと感じられたと思います。行政や研究者がいろいろやってきたところを少し整理するというのが重要だろうと思います。

整理の仕方で、私の個人的な見方なのですが、地元で埋もれている情報の価値にあらためて光をあてるということです。今日、倉田委員がおっしゃった、100年前の漁師さんと比較した現在の漁業の変化がありますが、多分、殆どの方はこの変化をご存じないでしょう。例えば、以前、安曇川の現地調査に行きましたが、安曇川の漁師さんは知っているわけです。

大体、人は3世代前の情報を持っていると言われています。ずっとそこに住んでおられたらです。「100年くらい前はうちのおじいさんが…」ということは知っているわけです。これは情報なのか、情報ではないのかということ、私は大変貴重な情報だと思うのです。そういうふうに地域の人が持っている情報があるわけです。

一方で、先ほど藤井委員が言ったように、では、水の中の地下水の四塩化炭素はどうするのかといたら、これはかなり高度な計測技術がないと測れません。では、蛍の分布は

どうだろうといったら、これは行政がというよりは、地域住民の方が調べて集めるものでしょう。情報の質、或いは量によって、住民こそが知っているもの、或いは行政こそが知っているものを少し整理しながらやっていくことが必要ではないかなと思いました。

1つの話として、特に土着の、旧住民の方たちが今、大変自信を失っています。自分たちが蓄積してきたことが役立たないと思っています。松岡委員もそうだと思うのですが、琵琶湖の漁師さんのお話を聴くと、おじいさんに教わったこと、或いは自分が60年間やってきたことが役立たなくなっていると思っています。これは大変重要な話ではないかと思えます。つまり、伝統的知識と、今、科学としてやらなければならないことがあると思えます。ここのところを整理しながら、どうやって系統的に考えるかという問題です。

井上委員（琵琶湖部会）

国の方と滋賀県の方に聞いてよいでしょうか。

いろいろなデータをとられて、いろいろな情報を知られたと思うのですが、例えば、厚生省のエイズの問題にしても、アメリカでいろいろ問題があっても、何もしなかったから問題となったのです。県と国としては、いろいろな情報が流れて、これは危険だなとかいうときに、誰がどのように判断して、どういうようにやっていかなければいけないという、そういう仕組みというのは現在お持ちなのでしょうか。それは日々、仕事をしている中で、この仕事は我々の仕事ではないから誰かがするだろう等、その辺の情報がわかる仕組みを何か教えてもらいたいと思うのです。

何もないのでしょうか。ただ、聞き流しているだけなのか、知識としてあるのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

基本的に私どもの持っているデータは、国民の皆さま方のデータでもあると思っておりますので、隠すということはなく、お出しするというのが原則だと考えています。

今日、私の方からご報告させて頂きました洗堰の誤作動というようなことも、何もなかったのですからよいではないかということではなく、きちっとお話をしておくべきことだと考えております。

井上委員（琵琶湖部会）

すみません、ちょっと質問が悪かったと思うのですが、例えば、1つのデータで悪化してきたとします。担当の方がこれは改善しなければいけないと気付いたとしましょう。それを、即座に実行できるシステムはあるのか、ないのかということをお聞きしたかったのです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 水野）

どう答えてよいか、よくわかりません。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

では、具体的にお聞きます。

私は、児玉所長が本日、瀬田川の洗堰の操作の話をお場に話して下さったというのは、「ああ変わったなあ」と思いました。今まででしたらこういうことは、新聞のリークがあったことがきっかけだったかも知れません。

今日、この部会に出す、或いはプレス発表等、何か行動なさる場合、それは具体的にどう判断なさったかということをお教えて頂けると、井上委員の質問の答えになると思います。それは児玉所長の判断であったのでしょうか、どこでどう見えてきたのでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 水野）

我々は長い経験を積んでおりますので、これは危険だと思いかどうかの感性が問題なのです。ですから、井上委員の質問にありましたように、危ないと思ったら動くのです。危ないと思いかどうかの感性の基準は、ケース・バイ・ケースではないかと思えます。

今回の瀬田川洗堰の件も、児玉所長が危ないと思うとすぐに上司にも報告しますし、その対応をどうするかというときに、危ないと思ったら、とにかくすぐに記者発表をしろと言われております。その後、災害や事故が起きたら専門家を派遣しろ、調査委員会をつくれ、再発防止をしろという基本原則が動きます。ですから、危険だというのは感性の問題で、同じデータを見たときに、何を危ないと思うかだと思えます。危ないと思ったら我々もちゃんと動きます。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

かなり重要な指摘だと思います。例えば、今日、宗宮委員が言われたことも含めて、データがあれば科学的に計測ができます。その判断というのは、いわば経験則なのです。その経験則のときに、感性というのが大変重要になります。ところが、近代社会、或いは官僚組織の中では、科学もそうですが、感性というものを抑えに抑えてきたのです。理性が優先します。ところが、現場は感性が重要です。その辺りが大変ずれています。

逆に西野委員にご意見をお伺いしたいのですが、今、おもしろい、或いは笑われた理由は何なのでしょう。私は大変重要だと思います。水野河川調査官は大変素直に言って頂いたので、ちょっとご意見を聞きたいなと思えます。

西野委員（琵琶湖部会）

感性という言葉が、国土交通省の河川管理者の方から発言されたので、あまりに意外で笑いました。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

それは、私自身は全然意外ではありません。

例えば、琵琶湖研究所で情報データベースをつくるということ、10年ほど、かなり力を入れてやりました。その時に、滋賀県の部長会議でデータベースをお見せしたのですが、その部長会議では、全然、質問がありませんでした。それで、廊下である県の幹部の人が、「嘉田さん、行政はデータではないのだ、心だ、感性だ」と言って下さったのです。

これは大変個人的な情報かも知れないのですが、意外とそういう感性で動いているということ、皆さまが知った方がよいのではないのかということが、今の議論です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

専門家としての「見事な」感性もあるでしょうけれど、一般の住民の感性の方が高いということも、まますね。何かのデータについて、これはこうだと判断を公表するというより、実は、起きていることそのものを、誰も知らないときに発表することにならないといけません。

例えば、先ほどの水質の話でも、水深0.5m地点のデータについてだけ、どうこう言うのは、私に言わせればナンセンスです。他の地点やもっと深い地点のデータもありますし。もちろん、「本職」として国土交通省は続けて調査を行うでしょうし、琵琶湖淀川水質保全機構も考えているでしょう。しかし、一般の人と同じように考えられるように、できる限りオープンに情報提供してもらおうということが大事なのです。

先ほど井上委員からお話がありましたが、琵琶湖研究所は、本来さまざまなデータを情報収集するものとしてつくられたものだと、私も聞いています。琵琶湖淀川水質保全機構もきっと、琵琶湖淀川水域の水質については、全部のデータをもろもろ持っている、常に情報提供がなされていると信じておきます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

行政の感性がよくなってきたというか、向上してきたことは、非常に喜ばしいと思います。しかし、実体としては、それほど感性がよくなっているとは思いません。

例えば最近、農林水産省が、狂牛病問題の資料を伏せていた、また、先ほど井上委員が言っていたようなエイズの問題、そのようなことがよく起こります。ですから、国土交通省も、今、もちろん琵琶湖のこの水質問題も、本日の瀬田川洗堰の誤操作のことで、発表してもらったというのは非常によいことだと思います。しかし、もっと大事なことを発表する必要があるのではないかなと感じます。

私達が知りたいことを発表してきたかどうか、或いは発表できるかどうかというのが、これからの課題です。例えば、ダムの問題があります。アメリカなど海外では、ダムはもうあまり好ましくないということで、つくるといふよりむしろ破壊していこうということで進んでいます。日本の場合、川辺川ダムが今問題になっていますが、一方でこういう流域委員会等をつくって、環境の問題について考えていこうということになっていますが、川辺川では漁業権まで強制収用して、ダムをつくるということをやっているわけです。その辺、感性が狂っているのではないかという感じがします。

例えば、琵琶湖の問題もこの前から出されているように20年、30年後という長いスパン

ンの問題を話し合っているのですが、実際、すぐ1年で冬が来て、水位操作をどうするかという問題が出てきます。そうしたときに、今、琵琶湖工事事務所として、この冬、水位についてどのように操作しようか、どういう感性で対応しようとしているのかという辺りを、言って欲しいなという感じがします。

河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉）

この部会の役割は十分認識した上で、この冬の操作について河川管理者が今どう考えているかについて述べさせていただきます。

水位操作には、利水のことを考えなければいけません。しかしながら、一方でいろいろなことが琵琶湖の周りで起こっているということも、事実です。

水位操作のルールというのがありますが、このような議論というのは非常に大きな話ですので、時間をかけて検討していかなければならないと思っております。

しかしながら、当面、今年もその水位操作の問題があるわけです。これについては、今、定められているルールの中で運用できる範囲で、はっきり関係していると言えるかどうか分からない課題もありますが、関係するかも知れない課題を含めて、今できることはやっていきたいと考えております。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

今、実際の水位操作、或いは実行上の問題、感性でというお話が出たので、これはまた新しい判断基準が出てくるのかなという気がしました。

今話題になっていましたデータの収集や公開などの問題について、生データを属性とともに一般に公開するということは、もっと自由にやってよいのではないかと思います。同じデータを、どういう状況でどれだけ持っているか知っていてもよいのではないかと思います。

ただ、問題は、データには評価がついて回るということです。そこがポイントです。県であれば、ある種の基準値に対して、よい・悪いという判断、或いは行政の、河川なら河川についてよい悪いというような判断を、必ず同時に行わねばならないという話になると、データの公開が上手くなされないということも起こってきます。評価をどうするかだと思ふのです。ですから、その辺のルールづくりをきっちりしておけば、私は、データを収集し、最低限それがかなりのところで公開されているということでもよいのではないかと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部河川調査官 水野）

我々は、生データを全て公開するという原則にしています。先ほどの「感性」というのは、それをどう評価するかには個人差があるという意味です。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

今のお答えですと、従来のお答えと変わらない感じがします。

ですから、この場で現段階でそういう答えしかできないということは、結局、時間をかけて議論をするということになります。そのような、悠長なことを言っている時間はないのではないかと思います。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

私が時間をかけないといけないと言っているのは、決まっているルールがあり、そのルールを変えようとする、手続なり、いろいろなものがあるということです。しかし、今、決まっているルールの中で、運用の幅がありますということです。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

そこが感性の部分でしょう。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

そうです。それで、その感性はどうかと言われれば、私は利水のみではないということとは十分認識しております。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

ですから、「利水だけではない」で終わるのではなく、もっとはっきり言ったらよいと思います。去年のこともあるから今年もうルールの運用幅を、琵琶湖に影響の出ないように考えていきたいとか、そのようなお答えには、やはりできないのですか。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

運用の方向をどうするかは良いと思いますが、今年の運用幅というような具体的なところは、やはり、ここの部会の問題ではないと思います。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

しかし、この議論もやはり大事だと思います。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

ですから、例示としては良いのですが、そのこと自体を議論するのは「なじまない」のではないのでしょうか。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

そういう意味では、この部会で話すべき問題ではありません。

寺川委員(委員会・琵琶湖部会)

関連してお尋ねしただけです。

河川管理者(近畿地方整備局 琵琶湖工事事務所長 児玉)

この部会でも申し上げたかと思うのですが、従来の水位操作というのは、我々人間が琵琶湖の水を使うという観点で行われてきたわけです。それにプラスして、言葉としては、川自身の視点とか、こういう言葉で言っていたかと思うのですが、いわゆる環境の視点を入れた水位操作ということが、当然、頭の中にあります。

環境といったときに、一括りにしてしまうと、実は、その中で相反するもの、一方にとってはよいことだけど、一方にとっては悪いこと等もありますので、そういったことも含めた上での判断になろうと思います。

ある事象に対しては具合がよいが、ある事象には具合が悪いということも、当然あるかと思っています。総合的に考えないといけない話だろうとは思っていますが、いずれにしても、単に人間が湖の水を使うというだけの視点で、操作するのは駄目だということ、私の感性ではそう考えています。

村上委員（琵琶湖部会）

以前から何度も議論になっていることなのですが、水位操作の問題については、手続上のことを聞きたいのです。

水位操作に関する議論、今後どのように管理するのかということで、例えば、操作を変更する手続等に関して、流域委員会で今後の操作に関して議論ができるのか、それとも、流域委員会とはまた別でそういうことを考えるのか、教えて下さい。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それは村上委員、私がお答えした方がよいと思います。

南郷洗堰の水位操作も含めて、これは琵琶湖部会でも議論すべきことだと思います。また、淀川水系流域委員会として、どうあるのが望ましいかということについて意見が一致し、或いは一定の幅として一致すれば、流域委員会としてもものを言うことだと思います。

いや、意見が一致すれば、必ず言うべきことだと思っています。

一般に何を河川整備計画に入れられるか、入れられないかという問題は、直接にはいわゆる「河川管理者」側の問題ですが、もし委員会の議論と非常に違うようなものが河川整備計画に出てくれば、それに対してまたきちっと我々が意見を言うというのが、この淀川水系流域委員会の役割だと私は思っています。

よろしいでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

はい。

中村委員（委員会・琵琶湖部会）

琵琶湖研究所の話が何度か出されましたので、非常に重要なことで、ちょっと話したいと思います。

私は委員の席に座っていますが、半分は河川管理者側に座っているわけです。要するに、

この部会での議論をどのように、この琵琶湖の研究及び琵琶湖の今後の取り組みの中に生かしていけるのかという課題があります。ですから、あまり生かすことができないようなことを私が発言しても、自分の首を絞めることになるので比較的静かにしています。

今日のお話で非常に重要なことですが、データを共有化していくということは、法律及び制度に非常に関連しているわけです。当然、どこかで一括して情報を管理するということは非常に重要なのですが、他の組織、他の機関、或いは他の法律で制限されているようなことを、ある機関が権限を持って集約するということは、今の形ではできないと言えます。

ただ、先ほどの藤井委員のお話なのですが、琵琶湖研究所が琵琶湖の情報全体を把握しているのではなくて、様々な機関が分担してやっています。そして、琵琶湖研究所では各々の機関が各々の目的で収集した情報を、ある一定期間が過ぎた後に、アクセスできるような仕組みを提供しています。情報の収集及び整理、或いはそれを法的に公開していくプロセスを経なければ、琵琶湖研究所のところには情報が来ないということになるわけです。

ただ、平成15年になると思いますけども、若干組織体制が変わりまして、例えば、滋賀県の中では衛星環境センターの取り組みと琵琶湖研究所の取り組みが、1つの組織のもので組み換えることができますので、今のような問題は若干改善されると思います。

琵琶湖淀川水系の研究情報も含めて、一括して情報を管理するための仕組みというのは、この部会の後半部分で検討していくべき問題なのでしょうけども、研究情報である以上は、研究者、或いは研究組織のある一定のプロセスを経なければ、情報公開にならないというようなことも含めて、法的な問題、或いは組織体制の問題、或いは背景にあるデータの所属の問題等、これが全て関係するということになるかと思えます。非常に重要なことですし、琵琶湖研究所も非常に興味を持っていると言えます。ある意味では組織体制の変更も含めて検討していく必要があると思っております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

「河川管理者」の3人の話題提供に対するご意見はありましたが、倉田委員、宗宮委員の話題提供に対して、特に他にありますか。もし、なければ、ここで10分くらい休憩をしたいと思います。

今日からは、基本的な考え方についての議論が中心だったので。

庶務（三菱総合研究所柴崎）

それでは、これから休憩に入らせて頂きます。11時40分に再開させて頂きます。よろしく申し上げます。

〔休憩 11:30～11:40〕

川那部部会長（委員会・淀川部会）

時間が遅れていますので、早速、「3）検討課題（基本的な考え方等）について」の議

論へ進めたいと思います。

それでは、資料3をごらんください。

資料3-1は、前回の琵琶湖部会のときに私が提出したものに、庶務の方で、過去の部会での発言の中で重要な問題として議論すべきものをつけ加えてもらったものです。

資料3-2は、それをさらに庶務にまとめてもらったものです。本来であれば、私がそれを見た上で、ここに提すべきかもしれませんが、最初に申しましたように、健康上の問題がありましたのでまだ見ておりません。従って、これは庶務の案です。

資料3-3及び資料3-4は、皆さまから既に頂いたご意見をそのまま集めたものです。

そういう意味で申しますと、本来なら資料3-2を材料として議論すべきかも知れませんが、私とその整理にまだ携わっておりませんので、資料3-1を中心にし、資料3-2を参考にしながら議論をさせて頂くことにしたいと思います。庶務が悪いわけでは決してなく、専ら私が悪いとお考え下さい。

まず、資料3-1の「琵琶湖部会における今後の検討課題に関するまとめ(案)」ですが、1ページの「従来」「転換後」と書いてあるところから、次ページの個別項目の上までの<議論の枠組みのイメージ>の部分は、前の部会の時のものと全く同じ内容ですが、大体これでよろしいでしょうか。

そこにも書いてありますように、「基本的な考え方」と「具体的な方向」のそれぞれ前半部分は、近畿地方整備局が作られた文章そのままです。後半部分、は、私の文章で、言葉はきついかもしれませんが、近畿地方整備局が作った前半部分と完全に矛盾してはいないと思っています。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

1ページ目の基本的な考え方というところに、人と生態の視点は随分入っているわけですが、いわゆる自然としての川がどう変動するかという視点がもう1つ入った方がよいのではないかと思います。

例えば、私は今、55才に差しかかろうとしているわけですが、学生時代にエントロピーの概念、現象が一方に向かうのはよくないというようなことが随分活発に議論された時代がございました。最近では随分影が薄くなってきたわけですが、そういう物理的な視点も、1つここに加えた方がよいような気がしています。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

一般的に言えば、川というものはある程度溢れたり、河道に変動があるものであるということも含めて、記述すべきということですね。

江頭部会長代理(委員会・琵琶湖部会)

そういうことです。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

そういうことを考えに入れた上で、どのように整備していくのかを考えることが必要だという意味ですね。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

この中の、案目に入っているとは思いますが、川の歴史ということを用意的に入れた方がよいだろうと思います。

今、江頭委員がおっしゃったのは、いわば物理的なナチュラルヒストリー、自然史の部分です。ただ、川というものは自然で放っておくものではなく、そこに必ず人が関わっているわけです。人との関わりというのは、それこそ200年洪水というように大変長い時間軸をもって考えるわけですから、明らかに歴史があるといえます。その歴史というときに、いわば自然にとって意味ある時間、生き物にとって意味ある時間、人間にとって意味ある時間というような、重層的な意味での時間軸を、歴史という観点で入れる必要があるのではないかと思います。

川那部委員が以前、委員会の方でおっしゃっていましたが、生き物にとっては1分が致命的である、でも、洪水管理では100年単位の長い時間単位で考えるべきだというようなことでした。ですから、絶対的な時間ではなくて重層的、相対的な歴史観というようなものをこの中に入れ込むことが大事ではないかという意見です。今の江頭委員のご意見の続きです。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

私も、今の江頭委員がおっしゃったようなことや、嘉田委員のおっしゃった、歴史も含めた視点は是非入れて頂けたらと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私自身としては、1ページの「自然の歴史を考えた真に長期的な目標設定」「現状から考えるだけではなく、理想的にはどのようにあるべきかを考えたうえで、その方向に向かって進める」というところに入れていたつもりなのですが、もっとはっきりとした言い方がよいということであれば、「川というものの自然史を考えた上で」などと入れたいと思います。

少なくとも、従来の短期的・刹那的な目標設定ではなく、歴史的に考えることが必要ということにして、これから2ページの〈検討項目（総論）〉という部分を議論したいと存じます。

まず資料3-1の「1-1 長期的な展望」では、江頭委員が先ほどおっしゃったことも含めて、「どのような河川、流域が望ましいか」をまずしっかりと議論しましょう。琵琶湖・淀川水系というのは、非常に長い歴史の中で作り上げられてきたという証拠をもっている点で、その歴史性を考えざるを得ません。「例えば100年といった長期的な展望の必要性」、いやそれ以上の、かなり長い目で考えないといけないところです。

それから、「人口の減少を見据えたあり方の議論」も先ほど宗宮委員もおっしゃっていた

ように、琵琶湖をきれいにしようという水質だけのことを考えても必要です。人口の減少予測を踏まえるだけではなく、積極的にそれを進めることまで含めて、中長期的な展望を少しご議論を頂きたいと思います。

また、資料3-2の方では、2ページの「(2) 今後検討すべきと考えられる事項」、3ページの「1-2 人と川との関わり」に書いてあるようなことでいいと思うのですが、いかがでしょうか。

江頭委員もおっしゃいましたが、生態学を研究している人間にとっても、川は、長い時間軸で考えれば、移動するのがあたり前です。川が動き、河原が新しくでき上がるからこそ、河原に棲むような生物や景観が存在してくるのであって、川が動かなければ、一方向に向かい、遷移の極相になってしまいます。

一般的、抽象的なことで申し訳ありませんけど、どなたからでも結構ですので、琵琶湖・淀川水系の目標・理念という長期的な展望ということについてご議論を頂きたいと思いません。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

この前の安曇川の現地視察が行われたとき、印象に残っていることが1つあります。

グリーンウォーカークラブの青木先生がああとき、いわゆる河床の植生が、洪水が起こらないことによって、本来の川の持っている植生ではなくなってきていると言われました。ある意味で、たまには洪水が起こった方が、むしろ川にとってはよいのではないかというようなお話があったのです。当然、洪水のあり方というのは程度の問題があると思うのですが、そういう川づくりも、ある意味では今後は考えていかなければいけないのではないかというのが印象に残りました。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

寺川委員の話の続きでもあるのですが、どうしても歴史というと漠然としたというか、或いは、自然のハードな歴史になるのです。

大事なものは、今、国土交通省は、洪水は100年に1度、200年に1度起こる程度のものでよいのだという姿勢で治水対策を考えていますけど、これは流域住民の立場から見ると、洪水の恐ろしい歴史が伝承されない、或いはそれに対処する知恵が伝わらないということで、逆に社会的にはリスクが増えるのです。ですから、このことを内在的に理解しながら、いかに世代間の継承をするかということを取って記述する必要があるのではないかと思います。

つまり、人と人をつないでゆくことが大事です。30年に1度の洪水でしたら、洪水の知恵はお父さんから伝わりますが、200年に1度でしたらひいおじいちゃんのひいおじいちゃんとなります。このような、ちょっと考えたらあたり前の内在的矛盾を今の政策は含んでいるのです。そこでは人にとって、社会にとって本当の災害とは何なのか、という考えが不足していると思われます。

それから、明治以降の近代化の中で、100年の歴史、或いは50年の歴史、世代間の知恵

なり記憶も伝承されていないわけですから、歴史という部分には是非世代間の継承を考えて欲しいと思います。それは結果的には過去を見るのではなくて、今の子供たちに未来を見てもらうのだという、将来を見据えた上での世代間の継承というような言葉なり概念が欲しいと思います。「1-1.長期的な展望」、「1-2.川と人との関わり」の両方に関わることだろうと思います。

西野委員（琵琶湖部会）

私は生物を研究しているので、生物の立場からみて、望ましい自然とは何かとか、或いはあるべき河川、あるべき琵琶湖とは何かと考えると、本来の自然の姿であるべきだという結論になります。そうすると、全く手つかずの自然というのが本来の自然なわけです。そこに人が住んでいろいろ手を加えてきました。表現としては悪いのですが、今は本来の自然から、だんだんレベルが下がってきているといえます。では、もとに戻せるのかといったら人間が住む以上、無理なのですね。

ですから、何を目標として設定するのかといえば、人間の作用のない自然の状態に戻すということは無理なのですが、元のレベルにできるだけ近づける努力をするというような形でしか、目標設定はできないと思います。

そう考えて、本来の自然というのはどうあるべきか、その要素の一部を復元するというような考え方で河川整備を行わないと、やっていることを見失ってしまうのかなという感じがするのです。

例えば外来種の問題を考えたら、外来種が入ってきたから、これも新たな自然だという考え方はあり得るわけです。しかし、本来の自然のあるべき姿を考えれば、元々日本にいる、元々琵琶湖にいる生物が増えるような方策は何なのかという発想にならざるを得ないと思います。例えば滋賀県で行われている琵琶湖総合保全整備計画の考え方として、自然を昭和40年代の状態にまで戻そうということを1つの目標としているわけですが、それは結局そのような本来の自然のもつ要素の一部を復元するという考え方に基づいているのだと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

最後におっしゃった「琵琶湖総合保全整備計画」について言えば、いついつの状態に戻したいという時期を限定した言い方は、水質項目についてだけではなかったでしょうか。自然環境・景観保全については、それは少し無理があるように思います。我々のライフスタイルを変えることも含めて、どういう川のあり方が未来に対して必要なのかを考えることは、私にとっては、全く手つかずの元の状態に戻すという意味でないし、過去の特定の時期の状態に忠実に復元することでもない気がするのですけれども、いかがでしょうか。

西野委員（琵琶湖部会）

先ほどの嘉田委員の話に関連して、伝承という話で言えば、例えば昭和40年代というのは、中年以上の方が覚えている環境なのですね。昭和40年代の環境に戻すというのは、あ

る程度イメージが作りやすいというのはあると思うのです。もし、我々が目標とするならば、我々の世代のちょっと上の人たちが覚えているような環境に戻す、そういうような考え方はあると思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

実は、近代科学なり、或いは行政がこれまでにやってきた環境政策というのは、随分議論していましたが、皆それぞれ要素に分断していて全体として見えていないのです。

私たちが琵琶湖博物館を計画するときに悩んだのは、全てをつなげていくということです。水質というのは氷山の一番トップ、或いは考え方であって、その基本は全てがつながっています。全てがつながっている、見えるものは何なのかといたら、丸ごとの環境であって、例えば写真でしたら少しは丸ごとが見えるかもしれないというようなことから、今、西野委員がおっしゃったようなイメージが作りやすいという論理も持ってやってきたのです。

今の分断化してしまっている政策なら、代案が出せるというか、目標が定めやすいということは確かにあるのです。ただ、過去を写真でまるごと捉えるというような手法が単なるノスタルジアのようにいつも捉えられてしまいます。先ほども言ったように、歴史をたどる、或いは世代間の継承というのは、子供たちに対して、未来に対して投げているのですよということが言えるとよいなと思います。

もう1つ、個人的なことですが、琵琶湖博物館で昭和30年代の家を再現しています。その家を見てお年寄りの方が懐かしんでくれるだけではなくて、多くの子供たちが「こんなところに住んでみたい」と言うのです。子供たちにとっては昭和30年代の暮らしがかなり異文化なのです。何故、子供が住んでみたいと思うのかというようなことも含めて、これから分析する必要があると思っています。「なぜか心がなごむ」、或いは人の手が加わったものに対してほっと安心するということがあるのかも知れません。

また、ある子供が、この展示場にいると「元気が出る」と言うのです。昭和30年代の農家で、元気が出ると言うのです。これは何なのだろう、重要なメッセージではないかと考えています。まだわからないことがいっぱいあるのですが、とにかく時代をつなぐというようなことが1つ重要な方向だと思います。本題から外れてしまうかも知れないのですが、情報の提供のところもこの問題と関わってくると思います。

村上委員（琵琶湖部会）

総論の議論はどうしても抽象的なものになってしまうのかなと思うのですが、理想の川というものは本当にあるのかと思うのです。

先ほど西野委員は、もともとの本来の自然の姿とおっしゃったけれども、川というのは、本当に自然と呼べるのかというのは疑問としてあります。今の状態は、水を供給してくれるところであったり、或いは被害を与えるところであったり、そこに生き物の棲家であるという意味が加わっているのです。

とはいっても、自然としてどうすればよいのか、人にとっての川としてどうすればよい

のか、そういう議論では上手く成り立たない気がするので、川を私たちににとってどれだけ価値のあるものにしていくのかという視点で考えていくべきだと思います。価値というのは、川がどういう状態かということから必ずしも生まれるのではなくて、私たちがどのように川とつき合うかによって、変わってくるはずなのです。

今ここで言葉として言えることは、どういう川が価値のある川かといえば、多様な意味を持っている川だと私は思います。意味というか、多様な価値を内在するものと言いたいです。ですから、水供給としての価値も高いし、行って心を和ますというのでは意味があるというか、いろいろな意味が重層したものが川だと思うわけです。

これは、実は川以外のどこの空間でも言えることで、空間が今までいろいろな意味を持っていたものが、学校は勉強するための場所みたいな形で、全部機能がどんどん単一化、もしくは少なくなっていったわけです。これをもう1回、川の持っている意味とか価値を多様なものに戻していくことが必要です。そのウエートは、場所によって状況は違いますから変わると思うのです。それは全部土地利用に関して言いたいことなのですが、目標はそういうところに置いたらどうかと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

資料3-2の2ページの方も見て頂くと、その辺の問題が庶務の方でまとめられていると思います。「本来、川はどうあるべきかといった理想的な姿の検討が必要」というのは、「元の手付かずの状態に戻す」という意味ではなく、「どうすべきなのかをちゃんと考えていこう」という意味だとの理解でよろしいでしょうか。

ところで、「多様な生物が棲める川」という言い方だけでは、あまりにも生物に偏り過ぎているという批判に答えられないのではないのでしょうか。むしろ、資料3-1にも書きましたが、この頃国際連合などで良く使われる用語、人間ももちろん含めて自然や生物が多様からまりあい、歴史的な存在として作りあげてきた総体を、ばらばらに解析するだけではなくいわば全体論的というアプローチの仕方として、「生態系のアプローチ」という言葉が良いと思います。そのような内容のものをこれからは考えていかないといけないのだという点も、この前の部会からかなりご意見が出ていますので、むしろそのような「用語」の方が良いのではないのでしょうか。

また、この川のこの場所ということももちろん大事ですが、基本的には、流域をどのように保全し管理するかという問題を論じたいと思います。

それから、次の項目「2. 社会・流域全体の視点」になってしまうかもしれませんが、多様な目的、多様な価値というものを単一の価値、目的にするという従来のやり方ではないような、総合的な視点からの川の「つくり方」をしなければならないという辺りは、すでに皆さま一致して頂いていると思うのですが、いかがでしょう。

もしもそうであるとすると、「1-1. 長期的な展望、川のあるべき姿等」というところについては、ご議論の全くなかった「人口減少を見据えたあり方の議論」を除いて、大体資料3-2に書かれている内容を前提にさせて頂いてよろしいでしょうか。或いは、この点だけはもう少し確認しておきたいということがありましたら、おっしゃって頂きたいと思

います。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

ちょっとひっかかる点があります。元へ戻すという表現はどれもひっかかるのです。恐らくおっしゃった意味は、言葉どおりではなくて、もうちょっと意味があるのではないのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私は、もとへ戻すことは無理だと言っているわけです。

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

意味が問題だと言いたいのです。つまり、元へ戻すという言い方をされましたが、中身はそうではないだろうと思うのです。誤解される表現ではないかと思えるのは、将来へどう持っていくかというとき、将来はわかりにくいから、これまでの過去のデータの中で取捨選択して、その取捨選択する材料として、昔のものから何か捨ってくるということだと思うので、もとへ戻すなんてナンセンスだと思います。つまり、将来へ向けての展開のための材料を元から捨てるのであって、そういう意味だと思うのです。

極端に言いますと、例えば、川がここに流れているということを前提にして、ずっと100年も或いは1万年も同じところに流れるということはありません。例えば、大陸へ行ったら、中国なんていうのは物すごくどの川も変化してしまうわけです。

西野委員（琵琶湖部会）

私がちょっと言葉足らずであったと思うのですが、申し上げたかったことは、例えば河川環境の保全や、或いは湖沼環境の保全ということを考えるときに、常に本来の河川環境はどうあるべきか、或いは本来の湖沼環境はどうあるべきかという問いかけをして、もう1回、必ずフィードバックをしていかないと、方向性が見えなくなるのではないかと思います。

ですから、本来どうあるべきかということをはっきり考えて、施策を行う、或いは何かやるときに、フィードバックの方向性というものを考えていった方がよいということです。ちょっと言葉足らずで申し訳ありません。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

よろしいでしょうか。

今の問題に関連しまして、要するに、本来川というのはこうあった方がよいのではないかということ、心を込めて、前回の第6回委員会でしゃべらせて頂きました。1つの考え方として、川というのは変動するものだと言いました。ただ、むちゃくちゃ変動すると、我々の生活は成立しなくなります。ですから、許される範囲とありますが、それは、人間にとっても生態系にとってもそうなのですから、変化するのだということを頭に入れ

た河川整備のあり方が必要だということです。

先ほど、現象が一方向に向かうのはよくないと言いました。例えば植生の話が出ましたが、植生が入りますと、それがまた川の姿を変えるわけです。大洪水が起きないと植生されない、どんどん森林化が進む、姿が変わる、そういう川は多分よくないだろうということです。

ですから許容される範囲、人にも生物にも許される範囲で変動する、変動させる、或いは、変動しない場合には我々が手助けをしてやる、そういう概念が必要ではないかと思えます。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

以前ちょっとお話ししたかもわかりません。具体的な話ですが、生活用水、農業用水に利用している川が私の近くにあるわけですが、それが三面石組みであったのが、コンクリートの三面張りにずっと変わっていったわけです。私が役員をしたときに、それは止めて欲しいということで、石組みの補修をしながら、できたらコンクリートの三面張りを石組みにしてもらえないかなという話をしたわけです。ところが、その思想については、役場や県もある程度理解はしてくれるのですが、たちまち、業者がいない、或いは、それを予算化するという事は非常に難しいということで、結局できないままに終わっているわけです。

このような面とか、或いはこの前、滋賀県の事業だと思うのですが、安曇川の現地視察をした際に、河川改修が行われていました。これだけ自然に近い形の河川改修の必要性が言われているのですけれども、行われているのは依然として昔のような、形は多少変わってもコンクリートで固めている、景観もあまり考えられていないというような状況があります。今後、請負業者の教育や育成を具体的に手掛けていかなければいけないと感じております。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

話を混乱させるような発言かもしれませんが、私が一番気になっているのは、例えば川のあるべき姿だとか、本来の河川環境だとか、或いは川の流れが変わるだとか、そういう意見がありますが、川とは何なのかという意味では、多分委員の方々、全員の考えが違っていると思うのです。

例えば、12月8日に河川局長が「旧河川法では治水というのが一番重要でしたが、新河川法では利水だ、そして今は改良案というのですか、それはまさに環境だ」とおっしゃったのです。治水の場合は水ではなくて、ある意味で、破壊エネルギーそのものだろうというイメージがあったと思うのです。それが、利水になって水そのもの、環境といえば、今私たちがイメージしているような川ではないのかも知れないですね。

その例として、例えば瀬田川は、ほぼ滋賀県全てが瀬田川かも知れません。要するに、流域全部が川かも知れません。或いは、水循環の関わる範囲全部が川かも知れません。さらに異なった視点から見ますと、例えば鳥が生活に関わる場所までを川というのかも知

れませんし、河川に生息する水生生物を東京まで運んでいったら、そこまで河川の考え方を広げなければならないのかも知れません。そんなふうに、いろいろな視点があると思うのです。

一見、私たちは川の流れている流れ幅のことを河川だと思いがちですが、氾濫源を含めることも最低限必要でしょうし、もっと広げると、本当に河川とは何なのかということを整理しないと、川のあるべき姿は出てこないのではないかなと思います。それはちょっと気になることです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

例えば三田村委員、ご自身はどう思われますか。

つまり、尾根から海岸までの陸と川などの全体、すなわち流域圏全体で考えるということまでは、大体一致してきていると思います。確かに東京までも含めてつながっていることは確かですが、三田村委員は、つねにそこまで考えることが望ましいと言われますか。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

私自身の物の考え方も変わってきました。それは、河川生態学術研究木津川グループに所属している山岸先生らの研究グループに入りますと、鳥が運んでいくところまで川だとおっしゃるのです。ほんとうにびっくりしました。そういう意味では、それも川かなとしか思えないのですが、少なくとも私は流域全部を川として捉えた方がよいのではないかと思います。

そうすると、人間生活のあり方まで、河川をどうあるべきかという視点の中に捉えていかなければならないのだらうと思います。私はその程度までは少なくともこの流域委員会でお考え頂くことが重要だらうと思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

流域全体というところまでは、よろしいですね。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

三田村委員の話の前の、寺川委員のところに戻ってよいでしょうか。寺川委員がおっしゃったことは、大変重要なことだと思うのです。

つまり、河川整備計画が、計画として理念を出し、どこまでアクションプランを入れていくのかというときに、皆そういう問題に立ち向かうわけです。工事が果たしてできるのか、或いは技術者がいるのかという、まさにソフトの連携まで含めています。それは、今まで余り計画に書き込まれてもいないし、議論もされてないのですけど、この河川整備計画の範囲内なのかどうかということをご議論をしたらよいのでしょうか。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的な河川整備計画がどのような格好で出されるかは別として、河川整備計画をこう

したいという理念、つまりこの流域委員会の答申にはそれが入るべきです。また、これは全く個人の意見ですが、河川整備計画そのものにも必ず書いて欲しいと思っています。したがって、今おっしゃったような、本当にそれをやるためにどういうアクションプランが必要か等、いろいろなことも考えることが必要だと思います。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

まさに手順、ステップ・バイ・ステップで、それぞれの専門家の知識が必要だと思います。それまでは、基本の考え方は入れるけど、それこそ川を1つこうやるときにはこうだということまではやらないという、その辺りが重要だと思います。今の寺川委員のお話は大変重要だろうと思いますし、私たちも現場でとても困っているのはそこなのです。理念はよいです、わかります。でも、本当にやる人がいないではないか、やる技術がない、どうするのだという各論になったときに、雲散霧消して理想につながらないというのが普段の状態なものですから、ちょっとここで言わせてもらいました。

すみません、三田村委員の話の1つ前に戻ってしまいました。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

その辺について、他の方のご意見はいかがでしょうか。

江頭部会長代理（委員会・琵琶湖部会）

理念が技術を育てていくわけですから、多分技術はあるのだと思うのです。そんな難しいことではないと思います。むしろ現状ではお金がない、それだけお金をかけられないということではないのでしょうか。

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

川の石組みをもう1回つくって欲しいという話を大分したのですよ。そうしたら、朽木村に石組みをされている方がいらっしゃるということでした。その方のところまで行ったのですけれども、もう既にそういう技術は伝承されていないということでした。今ちょっとおっしゃったように、技術をつくり出していくというのか、掘り起こしていかないとちょっと難しいのではないかなと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川工事事務所長 宮本）

要するに、新しい考え方や理念を出しても、技術もないしお金もなかったらできないではないかという話に関連してお話させていただきますけれども、今までの流れではそういうものは切り捨てられて、ニーズがなかったから技術者もどんどんなくなっていったのです。お金も、それは方向が違うということで予算をつけられなかったのです。

ですから、今回、河川整備計画ではっきりした理念を出して頂いて、整備すべきものを具体的に出していけば、新しい技術の進歩も、過去の技術の復活もあり得ますし、また、それに対する予算もつけていくことができると思います。今までの流れで一度途切れてし

まったから、もうあきらめるということではなしに、それをもう1回見直して再スタートするというのが、今回の河川整備計画ではないかと私は思っております。

松岡委員（琵琶湖部会）

全然根拠がないことになるかも知れませんが、川は高いところから低いところに流れるというのは原則です。そこに皆さまが住まわせてもらっている、川を使わせてもらっています。もちろんダムの方の話かも知れませんが、治水の話かも知れませんが、何かそこが間違っているように思うのです。

どうも資料3-1や、資料3-2を見ていると、人間が中心で物事を全部言っているような気がするのです。川の流れを1つ変える、変えさせてもらうのだとしたら、ベストな方法だろうと思うのです。それが、川を変えるために私たちの生活は変えられないと言っている、これがおかしいような気がするのです。本当はここで、自然の流れをわかった上で工事もかからなければいけないし、生活のあり方も全部変えていかなければいけません。ひょっとしたら、今ここで一番重要な項目だと思うのです。

堰堤1つをつくるにしても、先日、安曇川の現地視察のときに、洪水のために、梁（やな）のちょっと手前で200mの防波堤を築いたようです。そこは洪水を防げましたが、水量がひっくり返った、変なところに砂が大量に運ばれた、ひょっとしたら、もうしばらくすると水の水位まで、流れまで変わってしまいます。僅かな生活のためにつくった人工物がそこまで変えているのだということです。この辺が見えてきたら、本当に川への手の加え方も考え直さなければいけません。防ぐだけの話ではなくなっていると思います。

川のありのままの姿をどれだけさわられるかという、そこだと思います。本当の川をわかってくると、皆さまが生き延びることが出来ます。淀川も、皆さまひょっとしたら川に依存しているのではないだろうかと思えます。今、川に手を加えることは地下水に当然影響する話ですし、これも皆さまの生活基盤になるものではないかと感じるのです。川に生かされているという考えは、ものすごく大事なことで、振りかえるとか、もとへ戻るといふよりも、ここを真剣に考えなければなりません。

ですから、本音は全部一緒なのかも知れませんが、自然を使う側なのか、自然を使うやり方でなしに、自然の側に立って今考えてもらわないといけないと思います。要するに、川が崩れたら私らの生活が崩れるという話がしたかったのです。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

今の松岡委員のお話は、ある意味であまりちゃんと明文化されてなくて、どこかに入れるとしたら資料3-1の3ページ「ライフスタイル」のところかなと思えます。つまり、「自然の仕組みに対する畏敬の念」というか、そういうものをあえて言葉として入れていく。松岡委員がそう言われる背景があるわけですね。

例えば湖北では、川の水でお茶碗を洗うときにも、カワト（川べりの石段）に出て「水を使わせてもらいます」と水神さんに言うというような習慣がありました。それを昭和30年代くらいまで実践していたわけですね。そういう背景があるから、松岡委員の今のお言葉

が大変重いと思うので、ある意味で、「1-2.川と人の関係」という「2-3.ライフスタイル」の項目の辺りのところに、いわば人間が管理しきれない、逆なのだ、「自然に生かされている」のだというような「畏敬の念」ということが入れられるとよいと思います。

宗宮委員（委員会・琵琶湖部会）

いろいろご意見をお聞かせ頂いたところで、ひっくり返すようなことかも知れませんが、本来川はどうあるべきかといった理想的な姿というのは描けるのでしょうか。それぞれ価値観の違う方がいらっちゃって、どうあったらよいかということを一々、1人ずつ、書いて頂くのが一番正しいと思います。水を使っている方の、漁業者や水道利用者等から、全部お書き頂くと、私はあるべき姿というのはいっぱい出てくると思うのです。

たとえ、流域の生態系が全部戻ってきても、水がなくなったらどうなりますかといったら、水道は使えませんよという話でしたら何にもならないのですよ。こういう設定の仕方そのものがもう既におかしいので、あるべき姿を書くとしたら、大ざっぱな、誰でもがわかるような総括した言葉しか並べられません。

多様な生物の棲める川を取り戻す、そう言われたら、そうですねと言わざるを得ないのですが、これだけで理想状態ですかといったら、違うかも知れないですね。ですから、その辺の配慮をして、先ほどおっしゃったように、項目をもっと後ろの方へ送って行って、配慮ができるのであれば後ろの方で考える、その方がよいのではないかなと思います。これ自身に時間をとったら、どうなるかわからないような気がしています。

井上委員（琵琶湖部会）

川は、その街に流れているものですから、川は基本的にその街のものだと思うのですよ。ですから、その街に合った、例えば桜をいっぱい植えて人々にたくさん来てもらって関わってもらおう、これも1つの街づくりです。また、アユを放流して釣りに来てもらおう等、1つは産業としても何かその街で育っていくようなことがあってもいいと思います。そんなことが本来の姿ではないかなと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

うーん。精神としては同じことをおっしゃっているようにも感じるのですが、言葉で書く限りにおいては、今の井上委員の意見と先ほどの松岡委員の意見は、表向き完全に対立するのではないのでしょうか。逆に言うと、宗宮委員がおっしゃったようなかなり総括的な理想像は書けるとしても、今の議論のところになってくるとかなり違いますね。

ただ、「川を使わせてもらっている」といった言い方、自然とはそもそもそういうものであるというような表現を組み込むということでは、どうでしょうか。

松岡委員のおっしゃったようなことは、もうだいぶん前になりますが、キリスト教の聖書おける人間の位置をめぐるの、大がかりな真摯で積極的な議論があり、人間が、自然や他の生物を使役するというのは聖書の誤読であるとする考え方も強まっているそうです。「畏敬の念を、持って行わなければならない」ということを、どこかで書くのではどうで

しょうか。松岡委員、或いは井上委員、いかがですか。

松岡委員（琵琶湖部会）

言葉は適切でないかも知れませんが、川に使われて生きていくのでなしに、川を使いこなしていくという考え方が大切です。川を使いこなそうと思ったら、相当川のことがわかってないといけないし、これからがその時代でないかなと思うのです。その考え方が言いたかったのです。

井上委員（琵琶湖部会）

どの川を見ても一緒なのですよ。利根川を見ても淀川を見ても、全部一緒なのですよ。その川はその街に流れているのですから、その街の人の思いがその川の中に何かないと、また元に戻っているのです。そんな感じがしております。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

今おっしゃったのは、私自身もよくわかります。全国ありとあらゆるところで、川も、人間も一様化してきているのです。いろいろな地形や生物なども含め、各々の場所の良さを生かして人間が暮らしていけるかが大事だと思うのです。その場にもっとも合ったやりかたの必要性も、これまた皆さま、一致してくださるのではないのでしょうか。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

私は最近言葉として、「在地文化」、つまり地にある文化とか、「在水文化」、水の中にある文化という言葉をあえて作り出し、今度、文化庁の文化審議会で議論をして基本計画にも入れてもらいました。つまり、今、井上委員がおっしゃったように、それぞれの地域の顔があり、その顔が否応なく川の姿に現れています。或いは湖もそうですし、山もそうですし、そういうものを過去数十年、1色にしてきたという反省も込めて、文化の多様性や生物の多様性と言いますが、書き込むなら言葉をはっきりさせる方がよいかと、思います。提案です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

具体的には嘉田委員あたり、原案を書いてもらえますか。議題的に言葉としてどのように入れるかという提案としてであれば、そうなりますから、何人かにお願いすると言えないと思います。

三田村委員（委員会・琵琶湖部会）

先ほど混乱させるような発言をすと言いましたが、混乱させなかったのは、私の説明の仕方が悪かったからだと思います。

要するに、流域そのものは河川であるという考え方は、即ち川の上に私たちの生活空間がある、家も川の上に乗っかっているのだという考え方に立たないといけないと言ってい

るのです。その後の議論は、皆さま流れのところばかりの議論で、私の混乱させる意図が少しも生かされなかったと思うのですが、そういう意味では、川の上に私たちの生活空間がある、ということは、川をどう見るかという視点は、自分たちの生活空間の環境をどのように考えるか、生活空間である環境をどのように子孫に残すか、そのためのライフスタイルはどのようにあるべきかを考えるのが、私は重要だろうと思っています。

ところが、川の水を使う、川にどのようにインパクトを与えるかというのは、まさに流れているところの議論であるので、私はあえて混乱して頂ければありがたいと思ったのです。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

私が悪いのかも知れませんが、今のお話も含めて、三田村委員の発言は全く混乱していないのではないのでしょうか。いかがですか。

それでは次に、資料3-2の「1-2.川と人との関わり」というところで、「川をどうとらえるか」、「川からの視点と人間からの視点との兼ね合いを考える」、「主体、目的としての河川のあり方を考える」という辺りについて、議論して頂きたいと思います。

その前に、先に嘉田委員に申したことですが、河川整備計画作成に対する中間報告のいわば、前置きの文章として、部会なり委員会では何かをつくるべきであると思います。庶務はもちろんまとめてくれますが、それらをもとにしながら、どなたか原案を考えて頂きたいと思います。「あなた考えて下さい」と私が後で言ったときに、断らないということを確認して下さい。ありがとうございます。

それでは、「1-2.川と人との関わり」について、ご議論をお願いいたします。

嘉田委員（委員会・琵琶湖部会）

資料3-1の3ページに、「生物と人間、水を分離させてきたという問題の検討」とあるのですが、この分離というのを3つの部分から考えることが必要だろうと思います。1つは地理、つまり距離が遠くなったという言い方にしているのですが、地理的距離がありません。

資料3-1の1-2の一番後ろです。地理的距離というのは、目の前の水を使っていたのが琵琶湖の水になりました、或いは淀川の水になりましたという、まさに1,400万人もの人が1つの水系に飲み水を頼っているということは、水を使う当事者の立場からすると地理的距離が広がっているといえると思います。そのことは、社会的距離を遠くしています。つまり、自分が、或いは自分たち小さな地域社会が管理してきたものが、市町村になったり国になったりという社会的距離があります。その社会的距離は、結果として精神的距離を広げるのだと思います。

人のもの、他人のもの、或いは無責任になるという、その3つの意味が分離というところですから、できたら言葉として「地理的距離」「社会的距離」「精神的距離」というようなことを入れて頂けると、意味が通じるかと思っています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

いかがでしょうか。川とのつき合い方の距離というのは、私自身の子供時代のことから考えても、どんどん離れていると感じつつけています。「川は危険だから近づくな」というようなことまでありますね。宗宮委員も、「自然はある程度危険なものであるという立場に立って近づくことが大事だ」、おっしゃいました。

三田村委員の話にあった、「川の上ののっているという認識」も含めて、今の意見を入れさせて頂いてよろしいでしょうか。

他にはよろしいですか。

それでは、資料3-2の2~3ページの「1. 淀川水系の理念」の辺りまで、ざっと議論したということにして、次の部会の際には、「2. 社会、流域全体の視点」のところから少し具体的に議論するという事でよろしいでしょうか。

村上委員（琵琶湖部会）

資料3-2の3ページ「1-2. 川と人との関わり」に入れるのがよいのかどうかわかりませんが、前回、嘉田委員がおっしゃったのですが、「川は一体誰のものか」という話がありました。川に対して実際に働きかけをするのは、今までどちらかというと、河川管理者の方、工事を直接される方が多いはずで、そういったものに対して、近くに住んでいる人が昔はじかに関わったと思うのですけれども、そのあり方自体も問い直さないといけないような気がします。

ただ、それをどうすればよいか、ちょっとわかりません。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

それはおもしろいですね。この会でいつも私が、面倒でかつ非常に失礼かも知れないと思いつつ、「河川管理者」という言葉を一切使わないで、必ず「いわゆる河川管理者」と申しているのは、「河川法に書いてある意味での河川管理者」ということをはっきりさせたいためです。川を持っているのは誰かといえば、それは国民だと思います。「河川管理者」が国土交通省と県の何とかだというのは、この点をあいまいにし、或いは誤ることになるのではないかと、いささかならずおそれているからです。河川管理の権利をなんでもかんでも国や県に渡してそこに任せておいたらよいとは、そもそも思っていないでしょうから。その辺のことは村上委員、次の部会にもう一度発言してください。

それではこの辺で、委員会としての議論は終わりにして、大変短くなって申し訳ないのですけれども、今日の話について、一般傍聴の方からご意見を頂けますでしょうか。

午後に「意見聴取の会」を予定しておりますので、琵琶湖部会全体についての意見は、そちらでということにして、委員が今日言ったことに対して質問、或いは意見を頂けると大変ありがたいと思うのですが。

傍聴者（ウィリアムズ・ブライアン）

ウィリアムズ・ブライアンと申します。絵描きです。滋賀県に17年間住んでおります。

30年近く、琵琶湖を絵にしてきた絵描きです。

その視点から見て、川は一体何かという論争をされていたのですが、地球そのものが生きていくとすれば、その血が水ではないかと思えます。そうすると、川はその血管、動脈、静脈、毛細血管という考え方をしてもよいのではないかと思えます。例えば地球そのもの、地面が患者とすると、血の流れを見ると、川のコレステロールをコンクリートと言おうとか、いろいろなそういう考え方ができます。

飛んだような話ですが、短い時間で、欲張っているいろいろなことを言おうとしている中で、1つ、とっても大切なのは、残り少ない野性味を大いに保護すべきなのではないかと思えます。

琵琶湖の湖岸沿いにしても、河川沿いにしても、山にしても、流域全体の極めて少なくなった野性味を保護すべきなのではないでしょうか。そういう部分が、もし生態系の回復の可能性があるとか、人間の活動によって復元させられるのであれば、この残り少ない野性味が非常に重要な存在であると思えます。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。野性味といったものが非常に大事であるというのは、皆さまも、大体一致して頂けると思えます。

傍聴者（竹田）

竹田です。先ほどもちょっと議論の中で出ていましたが、洪水をなくすということはなかなか難しいことなのですけれども、何年かに1度は、自然の洪水ではなくて、人工的にも洪水現象を起こして自然というものの本当の怖さとか、環境などいろいろなことにつなげていく必要があるのではないだろうかと思うのです。

治水というもので、今までの行政が守ってきたことは非常に大事なことなのですが、それによって、川は安全なものである、洪水は起こらないのだということが、無防備で自然に対する怖さが後世に残っていかないものになっていく、それが自然というものを壊していく形に持っていつているのではないだろうかと思えます。そういうことをもっと考えると、自然ではないけれども、人工的にも洪水を起こすことが本当は大事ではなからうか、それが自然と人間との関わりをもっと大事にしていく要素でもあるのではないだろうか、私はそんなことを思います。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

他にはございませんでしょうか。

そうしましたら、次に「住民意見の聴取・反映方法について」の議題に入りたいと思います。流域委員会全体としての状況などを庶務から紹介して下さい。

庶務（三菱総合研究所 新田）

それでは、資料4をご覧頂きたいと思います。

先ほど、流域委員会全体で住民からの意見を募集させて頂くということを申し上げましたが、これは、各部会共通でやった方が効率もよくだろうということで実施させて頂いております。既にチラシや新聞広告をご覧になったかと思いますが、できるだけ広く意見を呼びかけるということで、新聞広告については全国5大紙、6地方紙に、近畿エリアについて広告を掲載させて頂いております。

それから、お願い状とチラシということで、河川に関係する団体、或いは委員からの推薦などで、1,200カ所以上にチラシを送付させて頂いております。

昨日、12月20日を意見の締め切りとして募集をさせて頂きました。ここに120件程度と書いておりましたが、150件程度今のところ集まってきている状況です。その意見をもとに、例えば淀川部会では寄せられた意見の中から発表者を募り、1月下旬に意見をお伺いする会を実施する予定であるという形になっております。

以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

そういうことを、流域委員会全体としてやることになりました。淀川部会は、その中からご意見を頂く方を委員で選んで、お話し頂くというように既にお決めになっております。

琵琶湖部会は、今日午後の会の後で、考えていくという形にさせて頂いてよろしいですか。

ところで、今日午後に関く住民の方々の意見聴取・反映の方法に関する試みの会は、いろいろなご意見そのものを承りたいということと同時に、一体どういうやり方をすれば本当に聴取し、それを反映できる機構が作れるのかということについて、いろいろなあり方をためし、試みる手段でもあります。

完全に非公式なものとしては、「私と晩御飯を一緒に食べませんか」という、ある意味でとんでもない会を数回開いていること、ご存じの通りですが、そのほかいろいろなやり方があると思います。いろいろ考えたいものです。

それはそうと、今日は何人くらい来て下さることになったのでしょうか。

庶務（三菱総合研究所新田）

50名弱の方が申し込まれています。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

50名くらいの方が、午後いらして下さることまでは分かっているようですが、どういう方にしゃべって頂くかはあえて何も決めておりません。

取り敢えず1回目として一番当たり前の方法、10人程度の方にご意見を開陳して頂いて、それに対して委員が質問をするというやり方でやってみたいと思っています。

次にもしやるとしたら、全く違うやり方をするかも知れません。いろいろ試みてみて、

それが終わった段階で、議論させて頂きたいと思います。

それでは、時間が大分過ぎてしまいましたので、今後のこと、その他、次回以降の部会の進め方等について、庶務から説明して下さい。

庶務（三菱総合研究所柴崎）

それでは、次回以降の部会の日程だけ説明させて頂きます。

次回、第9回琵琶湖部会は、1月24日木曜日1時半から4時半まで、第10回琵琶湖部会は3月13日、これも同じく1時半から4時半までが予定されております。以上です。

川那部部会長（委員会・琵琶湖部会）

ありがとうございました。

ところで、他の部会は、途中で何遍も会を追加して開いていらっしゃるようです。琵琶湖部会は、前回の安曇川の現地視察だけで、それ以外は追加しておりません。従来お聞きしたときには、これ以上の回数は絶対にいやだという方、忙しくてどうにもならない方が多く、今年度はあと1月と3月だけに予定しておりますが、やはり2月に1回部会の追加をお願いする可能性があることを、ご承知おき頂きたいと思います。

ご承知の通り、できるだけ4月の終わりまでに、どのような考え方で河川整備計画をつくるべきかについての、委員会の意見をまとめることになっているわけですので、その点お許し下さい。

また開催時間は、最初2時間の予定であったのを3時間にしています。4時間半、5時間という部会もありますが、そのあいだちゃんと頭を働かせながら議論ができるかどうか、少なくとも私に関しては心配なので、3時間半か4時間が限界ではないかと思っています。延ばせという強いご意見があれば、また考えます。

そういうわけで、取り敢えずは1時半から4時半まで、いざとなったら5時までということで、次回もその次もそうさせて頂きたいと思います。

4月以後の予定についても、以前決まった日程どおりで、よいかどうか、お聞きしますが、できるだけそのままをお願い致します。

風邪で大分ぼけていて申し訳ありませんでした。今日午前中の部会はこれまでにさせて頂きたいと思います。

午後はある種の試みですので、いちおう部会から切り離していますが、部会の委員の方は、できるだけたくさん参加して下さいよう強く要請します。

ついでながら、いわゆる「河川管理者」に対する質問に終始しないようにはからいます。しかし、一般の方から出てくる話を知ることが、いわゆる「河川管理者」にとって極めて重要だと思いますので、これまた多くの方に出て頂けるならば、私としては大変ありがたいと思います。申し込まれていない人が来られても、席数などに問題はありませぬ。

庶務（三菱総合研究所 柴崎）

はい、結構です。

川那部部会長(委員会・琵琶湖部会)

今まで申し込んでおられない方でも、どういう議論があるのか、皆さまの意見を聞きたいとおっしゃる方は参加できますので、そのようにご理解頂きたいと存じます。

庶務(三菱総合研究所 柴崎)

お配りしております資料6や参考資料は、時間の関係もありますので各自ご一読頂くこととして、説明を省略させていただきます。

それでは、次の部会は、先ほど言いましたように1月24日になっておりますので、よろしくお願ひします。

これにて、淀川水系流域委員会第8回琵琶湖部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

なお、委員の方は、もし文書で検討課題とか追加のご意見がありましたら、寄せて頂ければ資料として追加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上